

新潟県条例第70号

新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会条例の一部を改正する条例

新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会条例（平成25年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 （略） （この条例の<u>廃止</u>）</p> <p>2 この条例は、<u>第2条各号に掲げる調査及び検証が終了したときは、速やかに、廃止するものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 （略） （この条例の<u>失効</u>）</p> <p>2 この条例は、<u>この条例の施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。